

平成21年第1回海津市議会定例会

◎議事日程（第4号）

平成21年3月19日（木曜日）午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成21年度海津市一般会計予算
- 日程第3 議案第2号 平成21年度海津市クレール平田運営特別会計予算
- 日程第4 議案第3号 平成21年度海津市月見の里南濃運営特別会計予算
- 日程第5 議案第4号 平成21年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計
予算
- 日程第6 議案第5号 平成21年度海津市国民健康保険特別会計予算
- 日程第7 議案第6号 平成21年度海津市老人保健特別会計予算
- 日程第8 議案第7号 平成21年度海津市介護保険特別会計予算
- 日程第9 議案第8号 平成21年度海津市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第10 議案第9号 平成21年度海津市下水道事業特別会計予算
- 日程第11 議案第10号 平成21年度海津市水道事業会計予算
- 日程第12 議案第11号 平成21年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計予算
- 日程第13 議案第12号 平成21年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別
会計予算
- 日程第14 議案第13号 平成21年度海津市介護老人保健施設事業特別会計予算
- 日程第15 議案第14号 平成21年度海津市駒野奥条入会財産区会計予算
- 日程第16 議案第15号 平成21年度海津市羽沢財産区会計予算
- 日程第17 議案第16号 平成20年度海津市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第18 議案第17号 平成20年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第18号 平成20年度海津市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第19号 平成20年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第20号 平成20年度海津市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第21号 平成20年度海津市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第22号 海津市内部組織設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第23号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例について
- 日程第25 議案第24号 海津市自主運行バス設置条例を廃止する条例について

- 日程第26 議案第25号 海津市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第26号 海津市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第27号 海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第28号 海津市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第29号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第30号 海津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第31号 海津市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 日程第33 議案第32号 海津市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第33号 海津市老人福祉施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第34号 海津市南濃総合福祉会館ゆとりの森条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議案第35号 海津市立幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議案第36号 海津市農村環境改善センター等条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議案第37号 海津市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議案第38号 海津市下水道条例等の一部を改正する条例について
- 日程第40 議案第39号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第41 議案第40号 海津市下水道事業特別会計への繰入について
- 日程第42 議案第41号 平成20年度海津市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第43 議案第42号 平成20年度海津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第44 議案第43号 海津市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び海津市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第45 派遣第1号 議員派遣について

◎出席議員（20名）

1 番	山 田 武 君	2 番	堀 田 みつ子 君
3 番	西 脇 幸 雄 君	4 番	川 瀬 厚 美 君
5 番	森 昇 君	6 番	永 田 武 秀 君
7 番	福 井 恭 平 君	8 番	近 藤 輝 明 君
9 番	山 田 勝 君	10 番	飯 田 洋 君
11 番	服 部 寿 君	12 番	伊 藤 善 朗 君

13番 浅井 まゆみ 君
 15番 松岡 光義 君
 17番 星野 勇生 君
 19番 渡辺 光明 君

14番 伊藤 仁夫 君
 16番 水谷 武博 君
 18番 藤田 敏彦 君
 20番 赤尾 俊春 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市 長	松 永 清 彦 君	副 市 長	水 谷 敏 行 君
教 育 長	平 野 英 生 君	総務部長併 選挙管理委員長 事務局 長	伊 藤 久 義 君
総務部総務課長併 選挙管理委員長 事務局 次 長	大 橋 茂 一 君	総務部財政課長 兼海津市民長 総合窓口課長	福 田 政 春 君
企 画 部 長	横 井 五 月 君	企画部次長兼 秘書広報課長	森 賢 一 君
会 計 管 理 者	佐 藤 博 章 君	産業経済部長併 農業委員会 事務局 長	小 野 清 美 君
建 設 部 長	大 倉 明 男 君	水道環境部長	高 木 武 夫 君
市民福祉部長	安 達 博 司 君	消 防 長	田 中 俊 澄 君
教育委員会 事務局 長	森 島 英 雄 君	監 査 委 員 長 事務局 長	舘 尋 正 君

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	後 藤 昌 司	議会事務局課長 補佐兼議事係長	神 田 勝 広
議会事務局 庶務係 長	西 村 里 美		

◎開議宣告

○議長（服部 寿君） 皆さん、おはようございます。

定刻でございます。ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（服部 寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において17番 星野勇生議員、18番 藤田敏彦議員を指名いたします。

ここで、3月17日に行った一般質問における星野勇生議員の質問に対する答弁の中で、訂正の申し出がありましたので、発言を許可いたします。

横井企画部長。

○企画部長（横井五月君） おはようございます。大変貴重な時間を申しわけございません。

3月17日の星野勇生議員の一般質問、定額給付金に対します再質問の折、答弁の中で誤りがありましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

給付対象者が基準日以降に亡くなられた場合の給付の中で、単身者（独居者）に対する答弁が誤っておりましたので、訂正をお願いするものです。

訂正させていただきますのは、基準日以降に単身者（独居者）が亡くなられた場合です。答弁では、受給していただけたとしておりましたが、死亡が給付決定前である場合は受給できない。死亡が給付決定後である場合は受給できる、相続という形になります。そのように訂正をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

その他の一般世帯の方につきましては、前回の答弁のとおり、亡くなられた給付対象者の方の居住地と同一の場所を住所、または居住地とし、生計をともにしていた方のうちから選ばれた方に申請受給を行っていただくこととなります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

また、大変申しわけございませんが、さきの議事録の訂正をさせていただきますことをあわせてお願いいたします。心よりおわび申し上げ、訂正させていただきます。まことに申しわけございませんでした。

○議長（服部 寿君） 以上のようにございます。

◎議案第1号 平成21年度海津市一般会計予算から議案第40号 海津市下水道事業特別会計への繰入についてまで

○議長（服部 寿君） それでは日程第２、議案第１号から日程第41、議案第40号までの40議案を一括議題といたします。

さきに各常任委員会に審査が付託してありますので、ただいまから各委員長から審査結果の報告を求めます。

最初に、総務委員長 永田武秀議員。

〔総務委員長 永田武秀君 登壇〕

○総務委員長（永田武秀君） おはようございます。

それでは、委員会報告をさせていただきます。

海津市議会議長 服部寿様、総務委員会委員長 永田武秀。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

議案番号、それから件名、結果の順で申し上げます。

議案第１号 平成21年度海津市一般会計予算のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第14号 平成21年度海津市駒野奥条入会財産区会計予算、可決すべきもの。議案第15号 平成21年度海津市羽沢財産区会計予算、可決すべきもの。議案第16号 平成20年度海津市一般会計補正予算（第７号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第22号 海津市内部組織設置条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第23号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第24号 海津市自主運行バス設置条例を廃止する条例について、可決すべきもの。議案第25号 海津市特別会計条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第26号 海津市基金条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第27号 海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第28号 海津市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。

審査の結果を申し上げます。

ただいま御報告いたしました11案件は、すべて全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しましたことをあわせて御報告いたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（服部 寿君） 続きまして、文教福祉委員長 川瀬厚美議員。

〔文教福祉委員長 川瀬厚美君 登壇〕

○文教福祉委員長（川瀬厚美君） おはようございます。

委員会の報告をさせていただきます。

海津市議会議長 服部寿様、文教福祉委員会委員長 川瀬厚美。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記、議案番号、件名、結果の順で報告をいたします。

議案第1号 平成21年度海津市一般会計予算のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第4号 平成21年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計予算、可決すべきもの。議案第5号 平成21年度海津市国民健康保険特別会計予算、可決すべきもの。議案第6号 平成21年度海津市老人保健特別会計予算、可決すべきもの。議案第7号 平成21年度海津市介護保険特別会計予算、可決すべきもの。議案第8号 平成21年度海津市後期高齢者医療特別会計予算、可決すべきもの。議案第11号 平成21年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計予算、可決すべきもの。議案第12号 平成21年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計予算、可決すべきもの。議案第13号 平成21年度海津市介護老人保健施設事業特別会計予算、可決すべきもの。議案第16号 平成20年度海津市一般会計補正予算（第7号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第17号 平成20年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、可決すべきもの。議案第18号 平成20年度海津市介護保険特別会計補正予算（第4号）、可決すべきもの。議案第19号 平成20年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第29号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第30号 海津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第31号 海津市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、可決すべきもの。議案第32号 海津市介護保険条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第33号 海津市老人福祉施設条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第34号 海津市南濃総合福祉会館ゆとりの森条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第35号 海津市立幼稚園条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第36号 海津市農村環境改善センター等条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。

それでは、審査の結果を申し上げます。

ただいま御報告いたしました21案件は、すべて全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しましたことをあわせて御報告申し上げます。以上でございます。

○議長（服部 寿君） 続きまして、産業建設委員長 赤尾俊春議員。

〔産業建設委員長 赤尾俊春君 登壇〕

○産業建設委員長（赤尾俊春君） おはようございます。

それでは、委員会報告をさせていただきます。

平成21年3月18日、海津市議会議長 服部寿様、産業建設委員会委員長 赤尾俊春。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

議案番号、件名、結果の順に報告します。

議案第1号 平成21年度海津市一般会計予算のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第2号 平成21年度海津市クレール平田運営特別会計予算、可決すべきもの。議案第3号 平成21年度海津市月見の里南濃運営特別会計予算、可決すべきもの。議案第9号 平成21年度海津市下水道事業特別会計予算、可決すべきもの。議案第10号 平成21年度海津市水道事業会計予算、可決すべきもの。議案第16号 平成20年度海津市一般会計補正予算（第7号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第20号 平成20年度海津市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第21号 平成20年度海津市水道事業会計補正予算（第2号）、可決すべきもの。議案第37号 海津市企業立地促進条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第38号 海津市下水道条例等の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第39号 市道路線の廃止及び認定について、可決すべきもの。議案第40号 海津市下水道事業特別会計への繰入について、可決すべきもの。

ただいま報告いたしました12案件は、すべて全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しましたことをあわせて報告いたします。以上でございます。

○議長（服部 寿君） 各委員長の報告が終わりました。

それでは、各委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに、総務委員会付託案件の質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 9番 山田勝議員。

○9番（山田 勝君） きょうは受けてもらえるということであれですが、これについては、また後で質問したいと思いますが、とりあえず総務委員会で審査されました中で、プレミアム商品券の倍増ということで、市民により消費拡大という意味も含めましての市から商工会への予算ということですが、間違っていますか、何か。

○議長（服部 寿君） 今は総務委員会に対する質疑で、今の質問内容は産業建設に属する…。

○9番（山田 勝君） なるほど、私が勘違いした。じゃあ、後でお尋ねします。

もう1点、条例改正の中で、26号、基金条例改正の中に、目的とか、地方再生に対する生活対応策といったことが掲げてあるように思いましたが、これは、内容的にはどのようなことをやられるということなのか、前年にはなかったようなことだと思うわけですが、そのあたりについて当然審査されておると思うが、その点についてお願いします。

○議長（服部 寿君） 永田委員長。

○総務委員長（永田武秀君） これにつきましては、要するに、提案者からの説明はありましたけど、たしか総務委員会では、この問題は何の意見も出なかったように記憶いたしておりますので、御理解いただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 9番 山田勝議員。

○9番（山田 勝君） 何も審査されなかったと言われればそれまでですが、こんな新しくという感じで上げられたものについても審査されなかったということは、総務委員会は何をやっておったんだということを言いたいんですが、それでもあれですか。

○議長（服部 寿君） 永田委員長。

○総務委員長（永田武秀君） 私の言い方が悪かったかも知れませんが、審査をしなかったということではありません。この議案についての質疑・応答がなかったというだけで、審査は十分していただいたと思いますし、それに対して全員が賛成したと、こういうことでございますので、あくまで審査をしないということはちょっと言葉として、私の言い方が悪かったかも知れませんが、審査はいたしました。しかし、質疑・応答、意見がなかったと、こういうふうに御理解をいただきたいと思います。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 9番 山田勝議員。

○9番（山田 勝君） 意見もなかった。委員長はそれで次へ次へと進められたということは、この内容については理解されておると判断するのだが、そのあたりはどう思われますか。

○議長（服部 寿君） 永田委員長。

○総務委員長（永田武秀君） これは私が答えるべきことかどうか分かりませんが、私は、内容的には自分なりには理解をいたしておりますけれども、ただ、私は委員長として進行するだけでありますので、皆さんが意見をおっしゃらなければ、それは十分理解をされ、また御理解をいただいて可決されたものと理解いたしておりますので、それ以上のお答えは私としてはできかねますので、お許しいただきたいと思います。

○議長（服部 寿君） その他にございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 17番 星野勇生議員。

○17番（星野勇生君） 1点だけお願いします。

3月4日の総務委員会へ傍聴させていただきました。ありがとうございました。

その中で、議案第22号 海津市内部組織設置条例の一部を改正する条例について、当日、このことについての質疑はありませんでしたが、この中で、21年度の予算に関する意見交換会の折、危機管理についての意見がありまして、その返答をちょうだいいたしております。したがって、この条例の末尾に危機管理についてと、こういう企画の方での仕事が追加されておりますが、この内容が当日、説明のないうちに終わっております。したがって、委員長は、この危機管理について当然承知をしての話だろうと認識をいたしておりますので、こういった作業をする。何を考えるところかというところを、委員長の判断で結構でございますので、お知らせください。お願いします。

○議長（服部 寿君） 永田委員長。

○総務委員長（永田武秀君） 私は提案者でもありませんし、あくまでこの内容は、私個人としての理解はいたしておるつもりでありますけれども、この議場において、委員長報告の中でお答えすることはできないというふうに理解をいたしておりますが、議長、そのあたりの判断はいかがでしょうか。私、提案者でもありませんし、それから、この議案についての審査の中で何もなかったということ以外、報告のしようがないと思いますので、そのように理解をいたしておりますので、よろしくお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 17番 星野勇生議員。

○17番（星野勇生君） わかりました。わかりましたが、いわゆるみんなの意見が要望してあって、その返答をもらって、それを執行部側が認めて提案してくれた。そのことについて何も疑問を持たなくて、何をすることかわからないようなことであっては、私はならんと思います。したがって、議長、このことについては、執行部に説明責任をお願いしたいと、理解していただけるとありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

後で結構です。

○議長（服部 寿君） 後といいますと。

○17番（星野勇生君） 個人的に、調査権を与えておりませんので、調査権を付与していただければ結構です。

○議長（服部 寿君） それでは、執行部の方へ私の方から説明をしていただきますので、お願いいたします。

横井企画部長。

○企画部長（横井五月君） それでは、企画部で対応いたします危機管理について、概略を説明させていただきます。

危機管理、いろんな危機が想定されるわけでございますけれども、市において方針を立てさせていただきました。それをもとに、それぞれの部署において想定される危機に対するマニュアルをつくれという指示を出しました。通常の場合で一番頭になりますのが、私の危機管理対策監という名前をいただきまして、通常の場合では私のところで統一をさせていただきます。それ以外の危機によりましては、防災なり、いろんなところに移ってまいります、一番頭は海津市長という形になります。それで、今それぞれの部署において想定される危機に対するマニュアルを一応出していただきました。取りまとめを行っております。再度修正をかけて徹底をしていきたいというふうに思っておりますので、それぞれの部署で想定される危機を想定していただいて、それに対応でき得る組織体系を持っていきたいということで、この企画部において対応させていただくという形でいきたいと思っております。以上でございます。

○議長（服部 寿君） 水谷副市長。

○副市長（水谷敏行君） 補足をさせていただきます。

今、企画部長が申し上げましたように、今年度、既にそういった形で、各課におきまして危機管理マニュアル、あわせて正確な情報が1ヵ所に集まってこないと正確な判断ができないということもございまして、今年度中からそういう動きをしておりました。ただ、内部組織設置条例の所掌事務の中に「危機管理」という文言がございましたので、今回、条例改正、企画部と総務部の分掌を一部変更いたしましたので、それに合わせて「危機管理」という文言を企画部の中に織り込んだということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（服部 寿君） 17番 星野議員、ただいま執行部の方から的確にお答えをいただきましたので、調査権等のことは行使しないでよろしいでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 17番 星野勇生議員。

○17番（星野勇生君） ありがとうございます。

内容的には、もう少し勉強させてもらいたいと思いますので、お尋ねに行ったらよろしくお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（服部 寿君） 他にございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 19番 渡辺光明議員。

○19番（渡辺光明君） 先ほどから、委員長報告を受けて、すべて可決すべきものというふうを書いてあるわけでございますけれども、それに対して、委員外議員の方から、このことについてどんなような話し合いがされましたかというような問いがあったことに対して、委員

長は、可決すべきものということはわかるんだけど、これは最終結論であって、中身でこういう意見が出て、最終的に皆さんの意見が一つになって可決すべきものになりましたというような、そういう親切さのある発言ということはできるのではないかなと。

それで、最後のところに附帯意見も何もついていないという、例えば附帯意見がついておれば、このことについてこういう意見が飛び交って、最終的にまとまったんだなという理解ができるんだけど、その委員会に出席しておらん者してみれば全くそういう部分が、文字として可決すべきものと、それだけしかわからないわけだから、そういう質問に対して、ある程度の内容の説明があってもいいんじゃないかなと思うんですけども、そういうことは説明する必要は全くないんでしょうか。

○議長（服部 寿君） 19番 渡辺議員の質問ですが、それは今総務委員長に質問することではございませんので、この件に関しては、いわゆる委員長の経過報告でございますので、するしないは委員長の判断でございますので、あとそういうことをするという事になれば、改めまして議運なりで検討し、これからの課題にしますので、今委員長に対する……。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 永田委員長。

○総務委員長（永田武秀君） 実は、いわゆる今の渡辺議員が言われることについては、附帯意見はあるかないか。これは私も委員会の最後に、全議案について委員さんに附帯意見等ありますかということでお諮りをした上で、ないということで、そのままいたしておりますので、決してその手続を総務委員会に関しては省略したわけではないことだけ、あわせて御報告をさせていただきたいと思います。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 19番 渡辺光明議員。

○19番（渡辺光明君） 先ほど来言っていますように、附帯意見があれば、このことについてこういう意見があったんだなあ、という審査がされたんだなあということがわかるんだけど、それ以外の部分で、例えば議員がこれはどんなような形で可決すべきものになったんだろうと、そういう部分について知りたいということで質問をされておるわけだから、その部分を私は言っておるわけでございます。したがって、前のときに質問させていただいたことは、何も委員会の委員長に質問しておるわけでもございません。議長、そんなようなことがあってもいいんじゃないですかということを議長に対して質問しておるわけであって、議長の考えを……。

○議長（服部 寿君） ですから、今の委員長報告に対しての質疑を行っていることであって、今渡辺議員からの質問は今することではなくて、例えば議運でそういうことをこれから検討してくださいというのを委員長に述べていただきたいと思います。

ただいま総務委員会に付託案件に対する質疑を行っておりますが、その他ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、文教福祉委員会付託案件の質疑を許可いたします。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、産業建設委員会付託案件の質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 9 番 山田勝議員。

○9 番（山田 勝君） 先ほどは、行を間違っていてごめんなさい。うっかりしておって、改めて質問させていただきます。

プレミアム商品券を今年は倍増発行ということで、さらに10%のプレミアムから5%という説明もお聞きしましたが、いわゆる薄く広くという意味であろうと思うんですが、それで、定額給付金のような平等にいくかといったら、到底いくとは考えられませんが、そのあたりについて、不公平が生じないかということについては審査されたのか、いま一度、そういったプレミアム商品券の渡し方についても何かいい方法を協議されなかったか。そのあたりについて御答弁をお願いいたします。

それからもう1点、米粉加工について、県より2分の1の負担ということで3,000万円という予算が上がっておるわけですが、これは、県から言い出したことか、地元の市が言い出したことなのかということ。また、個人もしくは企業がやりたいと言い出されたことなのかということと、目新しい今後の事業等が想定されたときには、将来的にという判断をされた場合には、すべて補助をしていこうという気持ちなのかということ等について、どのような審査をされましたか。

まず2点、お願いします。

○議長（服部 寿君） 産業建設委員長 赤尾議員。

○産業建設委員長（赤尾俊春君） お答えいたします。

プレミアム商品券については、審査はさせていただきましたが、意見は出ませんでした。

米粉の件につきましても、審査はさせていただきましたが、意見は出なかったということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 9 番 山田勝議員。

○9 番（山田 勝君） その審査をいたしましたと言われる審査の内容を、どのあたりまで

審査されたのかをお聞きしておるので、そのあたりをお願いします。

○議長（服部 寿君） 産業建設委員長 赤尾議員。

○産業建設委員長（赤尾俊春君） あくまでも、議題として審査をさせていただきました。しかし、質疑はなかったというように記憶しております。

○議長（服部 寿君） 他にございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 9 番 山田勝議員。

○9 番（山田 勝君） 特別会計の方で、月見の里の、今年度一般会計よりの繰り出しというか、五千何百万ということの内容を見ると、さほど特別なことだという感じもしないにもかかわらず、膨大な繰り出しということの中身について審査されておると当然思うんですが、そのあたりについて御説明をお願いします。

○議長（服部 寿君） 産業建設委員長 赤尾俊春議員。

○産業建設委員長（赤尾俊春君） お答えいたします。

当然質問はございました。しかし、可決すべきものということで、審査が終了しております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 3 回ですけど、これ 1 回許可しますので。

9 番 山田勝議員。

○9 番（山田 勝君） 今申されたとおりだが、質疑の内容をお尋ねしたいということで私はお伺いしておるのだが、質問があったというだけでいいのか、悪いのかということを含めてお願いします。

○議長（服部 寿君） 産業建設委員長 赤尾俊春議員。

○産業建設委員長（赤尾俊春君） お答えいたします。

質疑の内容につきましては、借地の件について質疑がございましたが、可決すべきものと決定させていただきました。

○議長（服部 寿君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

これから順次採決を行います。

初めに、議案第 1 号 平成21年度海津市一般会計予算について、これから討論を行います。

討論される方は壇上にてお願いします。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 2 番 堀田みつ子議員。

〔2 番 堀田みつ子君 登壇〕

○2 番（堀田みつ子君） 議長から発言の許可を得ましたので、議案第 1 号の平成21年度一般会計予算に反対の立場で討論を行いたいと思います。

この21年度予算には、長期休暇においては4年生まで留守家庭児童教室に受け入れるための予算や妊婦健康診査の回数を拡充する予算なども組まれており、大切な予算であることは認識しておりますが、しかし、新しい学校給食センター施設の内覧を2月に行いました。そのときに、大変すばらしい、しっかりとした給食センターでございましたが、この給食センターでの調理及び運搬を委託することに、ますます納得できなくなりました。税金で完備された施設を利用し、民間企業が利潤を追求するわけです。ほかに市の業務や施設など、委託や指定管理者制度で運営されているところは多くあります。しかし、利益の対象としてはなじまない、教育の一環である学校給食に市場経済、民営化を持ち込んでよいのでしょうか。本当に公的責任が守れるのか。また、労働者の雇用条件などをめぐっての問題も出てきます。先ごろ問題になった巡回バスの運転手が無免許であったことのように、委託先のことであるために、対応が後手に回ることがないでしょうか。利潤追求の市場経済、民営化が子供たちのためになるとは考えられません。

また、子供たちをめぐる問題の一つに、厳しい経済状況を反映して、学費が払えなくて高校を去っていくケースが後を絶たないという報道もあります。格差社会のしわ寄せが子供たちの未来に影を落とすことがないように、修学助成制度の拡充を求めたいと思います。

市政が社会のしわ寄せを受けやすい子供や高齢者など、弱い立場の方にとって、セーフティネットであることを願い、討論を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（服部 寿君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 5 番 森昇議員。

〔5 番 森昇君 登壇〕

○5 番（森 昇君） おはようございます。

議案第 1 号 平成21年度海津市一般会計予算について、原案に賛成するものとして、賛成の討論を行います。

本予算につきましては、市にとっていづれも重要な案件であり、各常任委員会において慎重審査されました。その中でも、反対討論もありました今後の学校給食のあり方については、海津市学校給食センター運営委員会において検討が重ねられ、簡素で効果的な行政運営の確立と財政の健全化という面から、民間委託を前向きに検討されたいと提言を受け、施設整備は市で行い、その後の運営については、調理業務を含めて民間に委託する方向性が示されま

した。学校給食センター調理・配送業務委託における予算を含め、いずれも厳しい財政状況の中、市民に寄与する重要な事務事業の予算と確信するものであります。

よって、議案第1号 平成21年度海津市一般会計予算の原案に賛成するものでございます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（服部 寿君） ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（服部 寿君） これで討論を終わります。

それでは、議案第1号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部 寿君） 総数19名、起立者18名、賛成多数です。よって、議案第1号 平成21年度海津市一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きましてお諮りします。議案第2号から議案第6号までの5議案につきましては、討論を省略して一括採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第6号までの5議案につきましては、討論を省略して一括採決いたします。

お諮りします。議案第2号から議案第6号までの5議案につきましては、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 平成21年度海津市クレール平田運営特別会計予算、議案第3号 平成21年度海津市月見の里南濃運営特別会計予算、議案第4号 平成21年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計予算、議案第5号 平成21年度海津市国民健康保険特別会計予算、議案第6号 平成21年度海津市老人保健特別会計予算、以上の5議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第7号 平成21年度海津市介護保険特別会計予算について、これから討論を行います。

討論される方は壇上にてお願いいたします。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 2番 堀田みつ子議員。

〔2番 堀田みつ子君 登壇〕

○2番（堀田みつ子君） 議長の許可を得ましたので、議案第7号 平成21年度海津市介護保険特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

また、議案第32号、介護保険条例の一部改正する条例とも関連しますので、あわせて問題提起したいと思っております。

今回、介護保険料が大幅に値上げされることになります。海津市では、介護サービスが近隣の地域に比べ充実しており、保険料の値上げは当然仕方がないと言われるのを聞きますが、しかし本当にそれでよいのでしょうか。特に、所得段階の境界にあって、上の所得段階となった場合など、保険料が生活費を圧迫することになりませんか。また、介護サービスを受けている人も介護保険料が上がることによって、その分利用料を抑えるため、利用を控えることも考えられます。介護の社会化という建前の介護保険制度は、高齢者の生活を守るためではなかったでしょうか。高齢者の暮らしを圧迫することや、自立のための介護サービス利用を控えることにもつながる介護保険料の値上げに納得がいきません。保険料の値上げをするのであれば、高齢者の暮らしを考慮した減免制度も整備した上で条例改正するべきではなかったかということを申し添えまして、反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（服部 寿君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 10番 飯田洋議員。

〔10番 飯田洋君 登壇〕

○10番（飯田 洋君） 私は、議案第7号 平成21年度海津市介護保険特別会計予算について、原案に賛成するものとして、賛成の討論を行います。

本予算につきましては、介護保険は介護を社会全体で支える制度として定着していますが、その一方で、高齢化が進むとともに要介護者が急増し、給付される費用も年々増大しております。介護保険の財源は、保険料と公費、つまり税金で賄われて、施策・事業を円滑に推進していくためには、財源確保のため、保険料の値上げもやむを得ないところだと思います。市財政、また景気の厳しい中ではありますが、高齢者が安心して暮らしていくためには必要不可欠な事業の予算と確信するものであります。

よって、議案第7号 平成21年度海津市介護保険特別会計予算の原案に賛成するものでございます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（服部 寿君） ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（服部 寿君） これで討論を終わります。

それでは、議案第7号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部 寿君） 総数19名、起立者18名、賛成多数であります。よって、議案第7号 平成21年度海津市介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きましてお諮りします。議案第8号から議案第31号までの24議案につきまして、討論を省略して一括採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号から議案第31号までの24議案につきましては、討論を省略して一括採決いたします。

お諮りします。議案第8号から議案第31号までの24議案につきまして、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 平成21年度海津市後期高齢者医療特別会計予算、議案第9号 平成21年度海津市下水道事業特別会計予算、議案第10号 平成21年度海津市水道事業会計予算、議案第11号 平成21年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計予算、議案第12号 平成21年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計予算、議案第13号 平成21年度海津市介護老人保健施設事業特別会計予算、議案第14号 平成21年度海津市駒野奥条入会財産区会計予算、議案第15号 平成21年度海津市羽沢財産区会計予算、議案第16号 平成20年度海津市一般会計補正予算（第7号）、議案第17号 平成20年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第18号 平成20年度海津市介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第19号 平成20年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第20号 平成20年度海津市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第21号 平成20年度海津市水道事業会計補正予算（第2号）、議案第22号 海津市内部組織設置条例の一部を改正する条例について、議案第23号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第24号 海津市自主運行バス設置条例を廃止する条例について、議案第25号 海津市特別会計条例の一部を改正する条例について、議案第26号 海津市基金条例の一部を改正する条例について、議案第27号 海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第28号 海津市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、議案第29号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第30号 海津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、議案第31号 海津市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、以上24議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第32号 海津市介護保険条例の一部を改正する条例について、討論を省

略して採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、討論を省略して採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部 寿君） 総数19名、起立者18名、賛成多数でございます。よって、議案第32号 海津市介護保険条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りします。議案第33号から議案第40号までの8議案につきまして、討論を省略して一括採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号から議案第40号までの8議案につきましては、討論を省略して一括採決いたします。

お諮りします。議案第33号から議案第40号までの8議案につきまして、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号 海津市老人福祉施設条例の一部を改正する条例について、議案第34号 海津市南濃総合福祉会館ゆとりの森条例の一部を改正する条例について、議案第35号 海津市立幼稚園条例の一部を改正する条例について、議案第36号 海津市農村環境改善センター等条例の一部を改正する条例について、議案第37号 海津市企業立地促進条例の一部を改正する条例について、議案第38号 海津市下水道条例等の一部を改正する条例について、議案第39号 市道路線の廃止及び認定について、議案第40号 海津市下水道事業特別会計への繰入について、以上8議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第41号 平成20年度海津市一般会計補正予算（第8号）から議案第43号 海津市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び海津市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてまで

○議長（服部 寿君） 続きまして、日程第42、議案第41号から日程第44、議案第43号までを一括議題といたします。

市長より、提案理由の説明を求めます。

松永清彦市長。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） ただいま上程をいただきました３議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、議案第41号 平成20年度海津市一般会計補正予算（第８号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ６億2,154万4,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ158億502万とするものであります。

歳出につきましては、去る３月４日、国会におきまして、定額給付金などを盛り込んだ2008年度第２次補正予算関連法案が成立し、本市におきましても、４月下旬をめどに第１回目の給付金の振り込みができるよう事務的な準備を進めているところでありますが、定額給付金費で、この給付に要します定額給付金総額６億102万4,000円と、同時期に支給いたします子育て応援特別手当の支給に要します手当総額2,052万円を子育て応援特別手当費で計上いたしました。

歳入につきましては、この補正財源は、すべて国庫補助金６億2,154万4,000円で充てるものであります。

また、特別会計を廃止するに当たり、住宅新築資金等貸付事業特別会計から繰入金21万3,000円を追加計上させていただき、財源調整で繰越金を減額するものであります。あわせて、繰越明許費の追加で、定額給付金事業及び子育て応援特別手当事業につきまして、各事業を国の２次補正による国庫財源を伴い20年度に事業採択がされますので、繰越明許費を設け、21年度への繰越事業とさせていただきます。

次に、議案第42号 平成20年度海津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ21万3,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ191万3,000円とするものであります。

この特別会計を廃止するに当たり、年度末におきまして整理をさせていただくものでありまして、歳入では繰越金９万6,000円、貸付金元利収入11万6,000円、諸収入1,000円をそれぞれ追加し、歳出では、一般会計への繰出金21万3,000円を追加計上いたしまして、この会計の収支をゼロとさせていただくものであります。

続きまして、議案第43号 海津市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び海津市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

このたびの元職員による公金横領事件では、市政に対する信頼を著しく失墜させる事態となりましたことを深く反省しております。この不祥事に係る監督責任を重く受けとめ、私、副市長及び教育長の給与を減額するための条例の一部改正を提案させていただきました。

私につきましては、平成21年４月分給料を10分の３減額し、副市長に関しては10分の１の減額、教育長に関しましては10分の２の減額とするものであります。

何とぞよろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（服部 寿君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから順次質疑、採決を行います。

初めに、議案第41号 平成20年度海津市一般会計補正予算（第8号）についての質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。これから、議案第41号を採決します。

お諮りします。議案第41号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号 平成20年度海津市一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第42号 平成20年度海津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 9番 山田勝議員。

○9番（山田 勝君） かねてよりずうっと住宅貸付資金ということで、やりくりをやってこられたということですが、この21万3,000円というのは、いわゆるそのやりくりの中での最終的な残ということで、一般に戻されたという判断でよろしいのかということと、これで、こういった住宅貸付資金という項目とも一切けりがついたという判断でよろしいのか、お願いします。

○議長（服部 寿君） 安達市民福祉部長。

○市民福祉部長（安達博司君） 今回の補正でございますけれども、当初予算で組んでおりました一般会計への繰出金が、貸付金の元利収入が滞納分も合わせまして予算より多く入ってきたということで、繰出金の方が不足いたしましたので、その分を補正させていただくものでございます。そして、本制度は事業はもう終わっておりますので、この後は滞納分が若干ございますので、そちらの方を回収しながら進めていきたい。予算の方は特別会計は廃止ということになりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（服部 寿君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。これから、議案第42号を採決いたします。

お諮りします。議案第42号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号 平成20年度海津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第43号 海津市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び海津市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 17番 星野勇生議員。

○17番（星野勇生君） 先日の緊急質問に対する真摯な対応、御苦労さまでございましたが、この中で、今回の処分に関する条例の改正について、特別職と一般職の取り扱いについて認識をお尋ねしたいと思います。

○議長（服部 寿君） 水谷副市長。

○副市長（水谷敏行君） お答えをいたします。

一般職につきましては、本人は別といたしまして、基本的には管理監督にある者につきましては、その指導責任上の処分ということで、本日付で懲戒処分を行います。あわせて、今回の事務の流れの中で不適正な事務処理があったと思われる職員に対しては、同じく懲戒処分、もしくは行政上の措置処分を行います。これは、地公法に基づいて行う部分と、人事院が出しております準則に基づく市の懲戒処分の指針に基づいて行うものでございます。

特別職につきましては、教育長につきましては、当然今回の不祥事が教育委員会で起きたので、その監督責任ということで、特別職である教育長は今回こういう条例案を出ささせていただきました。市長につきましては、市長自身から答えていただきますが、私副市長につきましては、行政組織上、副市長というのは、あくまでも市長の補助機関でございますので、独立した行政委員会である教育委員会の職員に対して管理監督の責任があるわけではございません。したがって、条例ではなくて、自主返納という形も当然とれたわけでございますが、今回のような不祥事の場合、私のところに情報が集まってまいりまして、私のもとで判断し、指示することが多うございます。また、懲戒審査委員会も私が委員長でございます。そういったことも含めまして、道義的な責任、さらには、今回、当時は教育委員会の職員でございましたが、現在、市長部局にいる職員も処分しております。そういったことも

含めまして、道義的責任をとりまして、副市長、私自身につきましても自主返納という形ではなくて、条例の改正という形で対応させていただきました。以上でございます。

○議長（服部 寿君） 松永清彦市長。

○市長（松永清彦君） この事件が発生して以来、議員の先生方、あるいは市民の皆さん方に管理者としての責任を痛感しているということで、おわびを申し上げているわけでございます。私の管理監督の欠如の分、おわびをさせていただきたいということで、こういう対応策をとらせていただきました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 17番 星野勇生議員。

○17番（星野勇生君） 身に詰まる思いを私自身もしておるわけなんです、もう1点だけは、市長さんが10分の3という厳罰に当たる数字であろうと思います。海津市の懲戒の手續等に関する条例の中に、実は一般職についての上限が定めてあります。それによって、生活が困窮に至らんようにという配慮の数字であろうと思うんです。しかし、それを市長はハードルを越えております。その辺は、どういう判断をされてこうなったか、この規定でいく5分の1以内であつてもよかったんじゃないかなと私は感ずるところですが、これは市長独自にお決めになったことで、一般職と行政職、特別職、しかし、今後の前例になるわけなんですね。こういったことは今後あつてはならんのですが、あつた場合に前例になります。その辺の認識をいかにお考えか、これだけお尋ねをしておきます。

○議長（服部 寿君） 松永清彦市長。

○市長（松永清彦君） そのことも頭の中にあつたわけでございますけれども、私は、本当に市民の皆さんと職員と議員の先生とで、真摯に開かれた情報の中でまちづくりをやっている。こういった事件を本来は想定するべきであろうかもしれませんが、そういった意味で、信頼して市政運営を行ってまいりました。その点、特に今こういった政治に関しましては、身ざれいさを求められている、あらゆるところで求められていると思います。そういった意味も含めまして、こういう不祥事を起こしたということに対する責任の重さを自分で感じながらこの対応策をとらせていただきましたので、御理解をお願い申し上げます。

○議長（服部 寿君） 水谷副市長。

○副市長（水谷敏行君） これは手續上のことでございますが、基本的に、今星野議員がおっしゃったように、1ヵ月の給与、一般職につきましては生活を支えるという意味で5分の1という限度がございます。今回につきまして、市長より10分の1、3ヵ月という申し出がございました。ただ、市長の任期が5月の途中で切れますので、任期内にきれいにしたいという思いもありまして、4月分での減額ということで、30%という形にさせていただきましたことを申し添えます。

○議長（服部 寿君） その他ございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（服部 寿君） 9 番 山田勝議員。

○9 番（山田 勝君） 私たちも、こういった不祥事について、市民も非常に関心も高いということも含めて、それなりのペナルティーが科せられるということは、12日にも副市長から説明もありましたので、当然あるべきことという判断をしておりましたが、こうやってお聞きすれば、かなり厳罰ということで、大変な事態が起きたということで、多分市民もこれならという納得もされるという感じがするわけですが、今後においては絶対そのようなことのないよう、上層部で目配りをしっかりやっていただいて、二度と発生しないということを肝に銘じて取り組んでいただきたいと、そういうことを申し上げて発言を終わります。

○議長（服部 寿君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りをします。討論を省略して採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。これから議案第43号を採決いたします。

お諮りします。議案第43号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号 海津市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び海津市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎派遣第1号 議員派遣について

○議長（服部 寿君） 続きまして日程第45、派遣第1号 議員派遣についてを議題といたします。

本案を議会事務局長に朗読させます。

後藤事務局長。

○議会事務局長（後藤昌司君） 議員派遣一覧表を朗読いたします。

目的、平成21年度薩摩義士頌徳慰霊祭及び姉妹都市交流のため。場所、鹿児島県鹿児島市・霧島市。期間、平成21年5月24日から26日。議員、近藤輝明議員、飯田洋議員、藤田敏彦議員、渡辺光明議員。以上でございます。

○議長（服部 寿君） ただいま議会事務局長が朗読しました派遣第1号の議員派遣についてお諮りをいたします。本案について、議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することに御異議

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、派遣第1号 議員派遣については、原案のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（服部 寿君） 以上をもちまして、今定例会に提出されました案件はすべて議了いたしました。これをもちまして、平成21年海津市議会第1回定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでございました。

（午前10時13分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成21年 3 月 19 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員